

概要版

第6期草津市障害福祉計画 第2期草津市障害児福祉計画

障害のある人もない人も、
誰もがいきいきと輝けるまち 草津

～ 共に生きる、インクルーシブな社会の実現を目指して ～



令和3年3月
草津市

計画の位置づけ

本計画は、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供に係る数値目標とその確保策を示す計画です。

- 「草津市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「草津市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。
- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。また、児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、「草津市障害児福祉計画」は「草津市障害福祉計画」と一体のものとして策定しています。

計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

	年 度																					
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5				
障害者計画	第1次												第2次									
	(前期)						(後期)															
障害福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期											
障害児福祉計画													第1期		第2期							

サービス等の体系

障害者総合支援法によるサービス

- 障害者総合支援法のサービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）およびサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

児童福祉法によるサービス

- 児童福祉法のサービスは、障害のある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

法定外のサービス

- 法定外のサービスは、滋賀県独自の事業として、「社会的事業所」「滋賀型地域活動支援センター」といったサービスがあります。

計画の数値目標等

1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	内容
令和元年度末時点の入所者数 (A)	44 人	○ 令和元年度末の施設入所者数
退所者数 (B)	3 人	○ 令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等へ移行した者等の数
新規入所者 (C)	2 人	○ 令和5年度末時点のグループホーム等での対応が困難な者等の数
令和5年度入所者数 (D) = (A-B+C)	43 人	○ 令和5年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数 (E) = (B)	3 人 6.8 %	○ 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 (割合については地域生活移行者数 (E) を入所者数 (A) で除したものの)
【目標値】 削減見込 (A-D)	1 人 2.3 %	○ 差引減少見込み数 (割合については削減見込人数を入所者数 (A) で除したものの)

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害のある人の地域生活への移行を着実に推進するための目標は、滋賀県や国の目標に沿うものとします。

3. 地域生活支援体制の強化

① 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

- ・ 当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。
- ・ 地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。

② 基幹相談支援センターの設置

- ・ 相談支援体制の充実・強化を図るために、市内における相談支援の中核的な役割として、市内相談支援事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成、地域移行・地域定着の推進、権利擁護・虐待防止に必要な支援をする体制を確保します。

③ 施設整備等の促進

- ・ 介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れ体制の確保、地域移行や親元からの自立等にあたっての一人暮らしの体験の機会や場を確保するために、短期入所やグループホーム等にかかる整備事業に対し補助金の交付を行い、施設整備の促進を行います。

② 孤立化防止の推進（市独自事業）

- ・ 高齢者と障害のある人で構成される世帯、障害のある人の単独世帯等、特に支援が必要と思われる世帯について調査を行い、障害のある人本人だけでなく養護する家族の相談に応じることや、気軽に参加できるサロンへの参加案内や必要なサービスにつなげること等により支援を行います。また、特に支援・見守りが必要な世帯の情報を地域の支援者間で情報共有し、見守り、訪問活動を促進します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	内容
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	17 人	○ 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数 (B)	22 人 129 %	○ 令和5年度末において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (割合については一般就労移行者数 (B) を (A) で除したものの)

② 就労移行支援事業、就労継続支援事業の一般就労への移行

項目	数値	内容
令和元年度末の 就労移行支援事業利用者数	59 人	○ 令和元年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
令和元年度末における就労移行支援事業 利用者一般就労移行実績数	8 人	○ 令和元年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労移行支援事業 利用者一般就労移行実績数	11 人	○ 令和5年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数
令和元年度末の 就労継続支援A型事業利用者	61 人	○ 令和元年度末において就労継続支援A型事業を利用した者の数
令和元年度末における就労継続支援A型 事業利用者一般就労移行実績数	3 人	○ 令和元年度末において就労継続支援A型事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労継続支援A型 事業利用者一般就労移行実績利用者数	4 人	○ 令和5年度末において就労継続支援A型事業を利用し、一般就労する者の数
令和元年度末の就労継続支援B型事業利 用者数	314 人	○ 令和元年度末において就労継続支援B型事業を利用した者の数
令和元年度末における就労継続支援B型 事業利用者一般就労移行実績数	4 人	○ 令和元年度末において就労継続支援B型事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末における就労継続支援B型 事業利用者一般就労移行実績数	5 人	○ 令和5年度末において就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する者の数

③ 就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうちの就労定着支援事業利用率

項目	数値	内容
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事 業等を通じ一般就労する移行者数 (A)	22 人	○ 令和5年度末において就労移行支援事業等を利用し一般就労する者の数
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事 業等を通じ一般就労へ移行した者のう ち就労定着支援事業を利用している者 の数 (B)	16 人 73 %	○ 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用して いる者が7割以上 (割合については (B) から令和元 年度の一般就労移行者数を除したものの)

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	内容
令和元年度における 就労定着支援事業数	5 箇所	○ 令和元年度末において就労定着支援事業利用者が利用 する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末における 就労定着支援事業数 (A)	6 箇所	○ 令和5年度末において就労定着支援事業利用者が利用 する就労定着支援事業所数
【目標値】 令和5年度末において就労定着支援事 業の就労定着率が8割以上の事業所数 (B)	5 箇所 83 %	○ 令和5年度末において就労定着支援事業所のうち就労 定着率が8割以上の事業所の数が全体の7割以上 (割合 については (B) から令和元年度の一般就労移行者数を 除したものの)

【その他】一般就労に向け市が行う取組について

- ・ 上記の目標以外にも、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進や就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施も進めていきます。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

項目	数値	内容
児童発達支援センター	1 箇所	○ 令和5年度末時点の児童発達支援センターの数
保育所等訪問支援	4 箇所	○ 令和5年度末時点の保育所等訪問支援の事業所数

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	内容
児童発達支援	1 箇所	○ 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数
放課後等デイサービス	3 箇所	○ 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

③ 医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置とともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

<ul style="list-style-type: none"> 既存の協議会などを活用して、令和5年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による協議の場を設置し、医療的ケア児等に関する現状と課題、支援ニーズ等を把握するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

6. 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの機能強化

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度における指導・助言件数	240 件	○ 令和5年度における市内相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
【目標】 人材育成のための研修開催回数	2 回	○ 令和5年度における市内相談支援事業所の人材育成のための研修開催件数

② 相談支援事業所の体制強化

項目	数値	内容
令和元年度末における市内相談支援事業所数	10 件	○ 令和元年度末における市内相談支援事業所数
【目標】 令和5年度末における市内相談支援事業所数	15 件	○ 令和5年度末における市内相談支援事業所数
令和元年度末における計画相談支援利用者数	798 人	○ 令和元年度末における計画相談支援利用者数
【目標】 令和5年度末における計画相談支援利用者数	964 人	○ 令和5年度末における計画相談支援利用者数

③ 地域自立支援協議会の活用

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度における地域自立支援協議会の開催回数	10 回	○ 令和5年度における地域自立支援協議会の開催回数

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等に係る研修の活用

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末における県等が実施する研修への職員参加人数	1 人	○ 令和5年度末において県等が実施する研修への職員参加人数

② 障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数	1 回	○ 令和5年度末において自立支援審査支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や県と共有する体制の有無と実施回数

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

項目	数値	内容
【目標】 令和5年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数	1 回	○令和5年度末において県が実施する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を共有する体制の有無と実施回数

8. 日常生活を支えるサービスの確保等

① 基幹相談支援センターの設置

- 関係機関との連携の強化を図り、地域における総合的な相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組めます。

② 生活介護のサービス量の確保

- 生活介護については、特別支援学校卒業後の進路先としてのニーズが高いことから、インクルーシブな社会環境づくりを進めるとともに、サービス量の確保を図ります。

③ グループホームの整備等の促進

- グループホームについては、本人と家族の高齢化と相まって地域生活の場としてのニーズが高く、サービス量の確保が必要であるため、補助制度を活用したグループホームの整備や定員増等について、一層の促進を図ります。

④ 医療的ケアの必要な子ども等への支援の充実

- 医療的ケアの必要な子ども等に対して、関係機関と連携して、日常生活を支える支援の充実を図ります。

サービスの見込量と確保方策

1. 障害者総合支援法によるサービス

(1) 自立支援給付

ア. 訪問系サービス

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間数/月	4,162	4,579	5,037
	利用者数	309	328	348
重度訪問介護	時間数/月	836	887	941
	利用者数	13	14	15
行動援護	時間数/月	834	885	939
	利用者数	40	43	46
同行援護	時間数/月	376	414	456
	利用者数	23	24	25

【見込量確保のための方策】

- 今後も障害のある人の増加に伴い、サービス量の増加が見込まれるので、障害のある人のニーズに合ったサービスを提供できるよう、適切なサービス利用計画の作成、また、十分なサービスの量が提供できるよう、多様な事業者の参入を促進し、社会資源の確保に努めます。

イ. 日中活動系サービス

※第6期の計画からは国の指針に基づき、()内は新規利用の方の数値を表しています。

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日数/月	4,142 (235)	4,391 (249)	4,655 (264)
	利用者数	217 (9)	226 (9)	236 (10)
うち、通園タイプ	利用者数	29 (5)	34 (5)	38 (4)
療養介護	日数/月	480	510	540
	利用者数	16	17	18

就労継続支援A型	日数/月	1,312	1,440	1,568
	利用者数	82	90	98
就労継続支援B型	日数/月	4,995 (449)	5,130 (135)	5,265 (135)
	利用者数	333 (9)	342 (9)	351 (9)
就労移行支援	日数/月	610	630	650
	利用者数	61	63	65
就労定着支援	利用者数	48	58	68
自立訓練(機能訓練)	日数/月	16	24	32
	利用者数	2	3	4
自立訓練(生活訓練)	日数/月	260	260	260
	利用者数	26	26	26
短期入所 (ショートステイ)	日数/月	301	311	321
	利用者数	135	142	150

【見込量確保のための方策】

- 湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、新たな事業所の整備や増築等の促進を図るとともに、地域の現状やニーズ等を把握しながら、サービスの提供体制を確保し、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。
- 希望する人がサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含め、サービスの調整を行います。

ウ. 居住支援系サービス

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	月数/年	1,027	1,089	1,155
	利用者数	110	118	127
施設入所支援	月数/年	656	656	644
	利用者数	61	61	60

【見込量確保のための方策】

- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、今後もサービス提供事業所との連携強化を図り、さらなるサービスの利用促進を図ります。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するために、市が独自でグループホームに特化した施設整備補助制度を設け、整備促進を図ります。
- 重度障害のある人に対応したグループホームの整備促進のため、湖南地域障害児・者サービス調整会議等において対応策の検討を進めます。
- 地域での生活が困難となった人がサービスを受けられるよう、市外、県外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。

エ. 相談支援サービス

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	876	915	964
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	3	3	3
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- 基幹相談支援コーディネーターの委託業務の1つとして社会資源の開発、強化を図り、新規相談支援事業所の開拓を行います。また、特定相談支援事業所補助金の要件や補助額を改定し、特定相談支援事業所への補助強化やセルフプランの削減を図るとともに、自立支援協議会の相談部会等において、特定相談支援事業所の現状やニーズの把握に努め、サービスの向上を図ります。
- 施設入所者、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するため、市、病院、サービス提供事業所等の関係機関のさらなる連携強化により、利用促進を図るとともに、事業所の開設などの社会資源の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進 研修・啓発事業	実施数	3	3	3
孤立化防止対策事業	訪問件数	29	32	35
障害者相談支援事業	相談件数	30,730	31,037	31,347
基幹相談支援センター 一等機能強化事業	指導・助言件数	120	240	240
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	25	28	31
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数	600	600	600
手話奉仕員 養成講座事業	修了見込者数 (登録見込者数)	25	25	25
日常生活用具 給付等事業	給付件数	2,822	2,830	2,838
移動支援事業	延べ利用時間	25,630	27,664	29,859
地域活動支援センター 一事業(基礎的事業)	実施箇所数	2	2	2
訪問入浴サービス 事業	利用回数	272	272	272
日中一時支援事業	利用回数	12,250	12,600	12,950
社会参加促進事業 (障害者スポーツ大会事業)	参加者数	625	625	625

※指標については、代表的なものを掲載しています。

【見込量確保のための方策（事業内容）】

- 孤立化防止対策事業では、孤立化が懸念される障害のある人のいる世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。
- 障害者相談支援事業では、様々な障害のある人のニーズに対応するため、市立障害者福祉センターや精神障害者地域生活支援センター「風」で障害者やその関係者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、障害のある人の自立と地域生活を支援します。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業では、他の相談支援事業者や関係機関に対する指導および助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応や地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の整備推進を実施します。
- 手話奉仕員養成講座事業では、手話奉仕員養成講座やレベルアップを目的とした学習会を継続実施し、手話通訳者の養成を図ります。
- 移動支援事業では、サービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めたうえで、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。
- 日中一時支援事業では、利用者のニーズの把握や事業者等の意見聴取、また、湖南圏域全体で協議を行い、既存の障害福祉サービス事業所等に対して、新規事業所立ち上げの促進を図ります。

2. 児童福祉法によるサービス

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日数/月	1,154	1,374	1,588
	利用者数	189	225	260
医療型児童発達支援	日数/月	25	25	30
	利用者数	5	5	6
放課後等 デイサービス	日数/月	5,028	5,602	6,177
	利用者数	385	429	473
保育所等訪問支援	日数/月	14	16	16
	利用者数	23	26	26

居宅訪問型 児童発達支援	日数/月	2	2	3
	利用者数	2	2	3
障害児相談支援	利用者数	386	430	474
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援については、市内外の事業所の利用につなげて見込量の確保を図るとともに、児童発達支援事業所や市関係課、保育所等の関係機関が連携し、質の高い発達支援が提供できるように取り組みます。
- 医療型児童発達支援については、市関係課や相談機関と連携しながら、サービスの利用が必要な子どもに対してスムーズに支援が提供できるように取り組みます。
- 放課後等デイサービスについては、事業所説明会等を通して制度や事業所の情報提供を行い、サービスの周知を図りながら見込み量の確保を図ります。また、研修会や学校等の関係機関と連携を進め、質の高いサービスを提供できるように取り組みます。
- 保育所等訪問支援については、保育所等訪問支援事業所がスムーズにサービスを提供できるように保育所や学校等の施設と連携し、制度の周知や必要な調整を進めていきます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、病院から退院して在宅生活へ移行した子どもについて、関係課と連携しながら居宅訪問型児童発達支援の利用ニーズを把握し、支援につなげていきます。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者が増加している一方で、障害児相談支援事業所が不足していることから、障害児相談支援事業所への補助制度を創設し、新規事業所の開設を行うとともに障害児支援利用計画を作成する相談員の増員を進めます。また、セルフプラン作成者に対しては、発達支援センターで専門的な相談助言を行い、必要に応じてサービス提供事業所との連携を図ります。
- 医療的ケア等が必要な子どもと保護者への相談支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を進めるため相談員を配置するとともに、コーディネーターにかかる研修会の参加を進めます。

3. 法定外のサービス

サービス種別	単位・指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会的事業所	日数/年	240	240	240
	利用者数	1	1	1
滋賀型地域活動支援センター	日数/年	240	240	240
	利用者数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 現在のところ事業所数が少なく利用者数の増加は見込めませんが、現在利用している人が引き続きサービス利用できるよう体制の確保に努めます。

計画の推進

令和5年度を目標年度とする数値目標（成果目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の見込量（活動指標）確保が達成されるよう、次により着実に推進します。

- 達成状況の点検および評価
- 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携
- 国県との連携等

第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度) 【概要版】

編集・発行

草津市健康福祉部障害福祉課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL (077)-561-6972

FAX (077)-561-2480

E-mail shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp

草津市子ども未来部発達支援センター

〒525-0025 草津市西渋川二丁目9番38号

TEL (077)-569-0353

FAX (077)-566-5144

E-mail hattatsu@city.kusatsu.lg.jp

※計画本編は、市ホームページ(<http://www.city.kusatsu.shiga.lg.jp/>)や市障害福祉課窓口、発達支援センターなどで公開しています。

※表紙作品：タイトル「ゴリラ」／鉤 吉智 草津市在住／社会福祉法人にぎやか会 にぎやか工房

